

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）（第二条関係）	．．．．．	2

改正案

				<p>（行政手続法を準用する場合の読替え）</p> <p>第四条 法第五条第四項の規定による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句		
第十五条第一項	不利益処分の名宛人となるべき者	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第三項の規定による命令（以下「緊急禁止命令等」という。）を受けた者		
（略）				
第十五条第三項及び第四項並びに第二十二條第三項	不利益処分の名宛人となるべき者	当該緊急禁止命令等を受けた者		
第十五条第四項	総務省令	国家公安委員会規則		
（略）				

現行

				<p>（行政手続法を準用する場合の読替え）</p> <p>第四条 法第五条第四項の規定による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句		
第十五条第一項	不利益処分の名宛人となるべき者	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第三項の規定による命令（以下「緊急禁止命令等」という。）を受けた者		
（略）				
第十五条第三項及び第二十二條第三項	不利益処分の名宛人となるべき者	当該緊急禁止命令等を受けた者		
（新設）				
（略）				

○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（行政手続法の規定を準用する場合の技術的読替え）</p> <p>第四条 法第八条第四項の規定により行政手続法（平成五年法律第八十八号）の規定を準用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句
第十五条第一項	不利益処分の名宛人となるべき者	第十五条第一項	不利益処分の名宛て人となるべき者
<p>（略）</p> <p>第十五条第三項及び第四項並びに第二十二條第</p>		<p>（略）</p> <p>第十五条第三項及び第二十二條第三項</p>	
<p>当該仮指定を受けた者</p>		<p>当該仮指定を受けた者</p>	
<p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（以下「財産凍結等特別措置法」という。）第八条第一項の規定による指定（以下「仮指定」という。）を受けた者</p>			

(略)	第十五条第四項	三項
	総務省令	
		国家公安委員会規則
(略)		
	(新設)	